

介護分野の文書に係る 負担軽減に関する意見

令和4年8月24日（水）



公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

1. 介護分野の文書に係る負担軽減について

- 文書負担軽減においては、「様式の標準化」と「手続きの簡素化」が最も重要と考える。
- 電子申請システムは、「すべての保険者で早期に実施」していただきたい。

視 点

指定申請に関する文書

人員・設備基準等への
該当を確認する文書

- 行政区を問わず、申請様式を統一してほしい。
- 介護保険事業と地域総合生活支援事業とで、共通する書類を各々に提出することは非効率。
- 管理者等の生年月日・住所欄を削除してほしい。

報酬請求に関する文書

加算要件該当文書等

- 「介護給付費算定に係る体制等の届出書」を郵送提出から電子化にしてほしい。
- 各種加算ごとに同意書作成を求められているが、効率化が必要。
- 「介護給付費決定額内訳書」をpdfでなくCSVデータでもらえると活用しやすい。

指導監督に関する文書

監査に要する資料等

- 指導監査で徴求する文書を、全国共通部分と保険者単位(ローカル)部分とに分けてほしい。

ICTに関する事項

電子申請のあり方、等

- メールアドレスでなく事業所番号に紐づけたID,パスワードの管理にしてほしい。
- 変更事項の申請も可能にしてほしい。また変更履歴情報の閲覧を可能にしてほしい。
- 変更内容により提出書類が異なるため、変更事項を選択すれば共通する文書も表示されるようにしてほしい。
- 都道府県をまたいで事業展開する事業者にとっては、電子申請化はすべての保険者で実施されることが重要。

作業の効率化・省力化

2. 有料老人ホーム事業と介護保険事業での文書効率化

- 有料老人ホームには、老人福祉法に基づく各種資料や変更届等の提出と、介護保険法に基づく提出資料がそれぞれあるが、自治体部局間のデータ連携が図られないところが多く、設置者の負担が大きい。
- 例えば、ホーム内で事故が発生した際、最大で3か所(県・市の有料老人ホーム部局、市の介護保険部局)への報告が求められ、さらにそれぞれの報告書様式や報告基準が異なるなど、設置者にとり非効率な状況が存在する。

